

鹿沼市新庁舎整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル参加表明書評価要領

1 プロポーザル提出者の選定方法

- (1) プロポーザルの提出者の代表者となる者の選定は、本要領に基づいて参加表明書の評価を行い、その評価を参考にして、審査委員会の審議により選定する。
- (2) 参加表明書の評価表及び配点は、下記のとおりとする。
- (3) 各評価項目は、3及び4の評価基準により行い、あらかじめ事務局で評価し、審査委員会に提出する。
- (4) 評価点の計算は、配点×評価係数とする。

2 業務実施上の留意事項（次の場合は委員会に報告する）

- (1) 管理技術者及び意匠担当主任技術者が1級建築士ではない場合。
- (2) 管理技術者及び意匠担当主任技術者が提出者の組織に属していない場合。
- (3) 管理技術者が1名でない場合。
- (4) 各担当主任技術者が各1名でない場合。
- (5) 配置予定の技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていない場合。
- (6) 管理技術者又は意匠担当主任技術者が、それぞれ他の担当主任技術者を兼任している場合。
- (7) 意匠担当主任技術者の同種規模等の手持ち設計業務件数が3件以上の場合。
- (8) 意匠業務分野の大部分を再委託する場合。
- (9) 協力事務所が鹿沼市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3 事務所の実力

(1) 技術者数（様式第3号）

評価項目	評価事項	評価(係数)
技術者数	換算技術者数 75人以上	A : 1.0
	50~74人	B : 0.6
	49人以下	C : 0.2

換算技術者数 = Σ (技術者数×技術資格係数)

資格係数：1級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築士は1.0、その他は0.5とする。

(2) 同種・類似業務実績（様式第4号）

評価項目	評価事項	評価(係数)
業務実績	同種業務件数が5件以上の場合	A : 1.0
	同種業務件数が3件以上の場合	B : 0.6
	上記以外の場合	C : 0.2

4 技術職員の経験及び能力

(1) 専門分野の技術者資格（様式第6号及び第7号）

下表により評価する。

分担業務 分野	評価する技術者資格	評価(係数)
建 築 (意 匠)	1級建築士	A : 1.0
	技術士	B : 0.4
	その他	C : 0.2
構 造	構造設計1級建築士	A : 1.0
	1級建築士	B : 0.8
	2級建築士	C : 0.4
	その他	D : 0.2
電 気	設備設計1級建築士	A : 1.0
	1級建築士、建築設備士、技術士	B : 0.8
	1級電気工事施工管理技士	C : 0.4
	その他	D : 0.2
機 械	設備設計1級建築士	A : 1.0
	1級建築士、建築設備士、技術士	B : 0.8
	1級管工事施工管理技士	C : 0.4
	その他	D : 0.2

(2) 平成9年10月以降の同種又は類似業務の実績の有無（様式第5号から第7号まで）

管理技術者及び各担当主任技術者について、過去の実績3件を次の方法により評価する。

①実績業務

評価項目	評価事項	評価(係数)
業務内容	同種（3,000㎡以上の庁舎の新築に関わる設計業務：窓口業務、執務室及び議場を主としたものに限る）	A : 1.0
	類似1（3,000㎡以上の庁舎の新築に関わる設計業務：窓口業務、議場のない庁舎も含む、平成21年国土交通省告示第15号別添二に掲げる「建築物の類型」の第四号第2類）	B : 0.6
	類似2（3,000㎡以上の建築物の新築に関わる設計業務：平成21年国土交通省告示第15号別添二に掲げる「建築物の類型」の第四から第十二号までのいずれかに該当する）	C : 0.2

②携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の評価(係数)	主任技術者の評価(係数)
管理技術者又はこれに準ずる立場	A : 1.0	A : 1.0
担当主任技術者又はこれに準ずる立場	B : 0.4	B : 1.0
担当技術者の立場	C : 0.2	C : 0.4

③実績の評価

実績ごとに①×②を算出し、これを加えたものを3件で除した値(小数点第3位を四捨五入する)を平成9年10月以降の同種又は類似業務実績の評価点とする。実績が2件以下のものについても、加えたものを3件で除することとする。

(3) 経験年数(様式第5号から第7号まで)

経験年数の評価は、下表による。

管理技術者の場合		各担当主任技術者の場合	
経験年数※1	評価(係数)	経験年数※2	評価(係数)
23年以上	A : 1.0	13年以上	A : 1.0
18~22年	B : 0.9	11~12年	B : 0.8
13~17年	C : 0.7	8~10年	C : 0.6
12年以下	D : 0.6	7年以下	D : 0.5

※1 1級建築士資格取得後の経験年数とする。

※2 建築(意匠)担当主任技術者については、1級建築士資格取得後の経験年数とする。

(4) 手持業務の状況(様式第5号から第7号まで)

評価項目	評価事項	評価(係数)
繁忙度	同規模業務が1件以下	A : 1.0
	同規模業務が2件	B : 0.6
	同規模業務が3件以上	C : 0.2

業務の履行期間が重なるものについて評価する。